

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの皆様へ

飯田市社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、長野県社会福祉協議会が実施主体である「生活福祉資金貸付事業」を行っています。今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、緊急小口資金について特例による貸付が実施されます。

- ・貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- ・貸付上限額：一世帯 10 万円以内（ただし以下の場合は、20 万円以内）
 - ①世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - ②世帯員に要介護者がいるとき
 - ③世帯員が 4 人以上いるとき
 - ④世帯員に i または ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
 - ⑤世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- ・据置期間：貸付の日から 1 年以内
- ・償還期限：据置期間経過後 2 年以内
- ・受付開始日：令和 2 年（2020 年）3 月 25 日（水）
- ・持参していただくもの（下記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります）
 - ・本人確認できる書類（運転免許証等の身分証明書）
 - ・本人名義の振込先口座が確認できる通帳またはキャッシュカード
 - ・申込者の印鑑
 - ・収入減少がわかるもの

（例）給与明細書、通帳等の入金履歴等新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の給与状況が確認できるもの

また総合支援資金（生活支援費）についても貸付対象を拡大します。

貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯※

※これまで同様、自立相談支援機関（まいさば）による継続的な支援を受けることが要件となります。

据置期間：1 年以内

貸付利子：無利子

受付窓口：飯田市社会福祉協議会

貸付相談を希望される方は、事前に飯田市社会福祉協議会へご連絡ください。

お問い合わせ先：社会福祉法人飯田市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉推進係

TEL：0265-53-3180

FAX：0265-53-3183